

小規模事業者持続化補助金

事業の概要

※詳細は[公募要領](#)等でご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

| | | |
|------------------|-------------|-------|
| 卸売業・小売業 | 常時使用する従業員の数 | 5人以下 |
| サービス業(宿泊業・娯楽業以外) | 常時使用する従業員の数 | 5人以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | 常時使用する従業員の数 | 20人以下 |
| 製造業その他 | 常時使用する従業員の数 | 20人以下 |

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

《対象となる取り組みの例》

(1) 広告宣伝

・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

(2) 集客力を高めるための店舗改装

・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

(3) 商談会・展示会への出展

・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

(4) 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

◆補助対象経費

1. 機械装置等費、2. 広報費、3. 展示会等出展費、4. 旅費、5. 開発費、6. 資料購入費、7. 雑役務費、8. 借料、9. 専門家謝金、10. 専門家旅費、11. 車両購入費(買い物弱者対策の場合のみ)、12. 委託費、13. 外注費

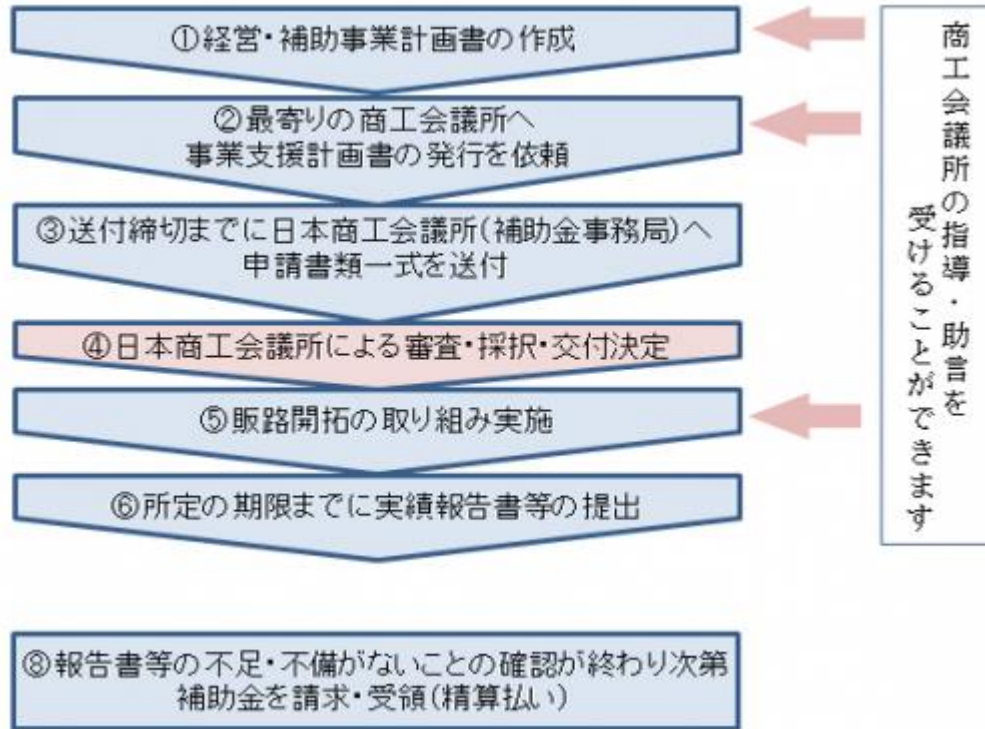
◆補助率・補助額

・補助率 補助対象経費の2/3以内

・補助額 上限50万円

小規模事業者持続化補助金

◆申請手続



◆手続きの期限等

| | 第一次公募 | |
|--------|----------------------------|----------------------------|
| | 第一次受付 | 第二次受付 |
| 申請受付開始 | 2月27日(金) | |
| 申請締切 | 3月27日(金) | 5月27日(水) |
| 採択結果公表 | 4月30日(木)予定 | 6月30日(火)予定 |
| 実施期限 | 交付決定通知受領後から 10月31日(土)まで | 交付決定通知受領後から 11月30日(月)まで |